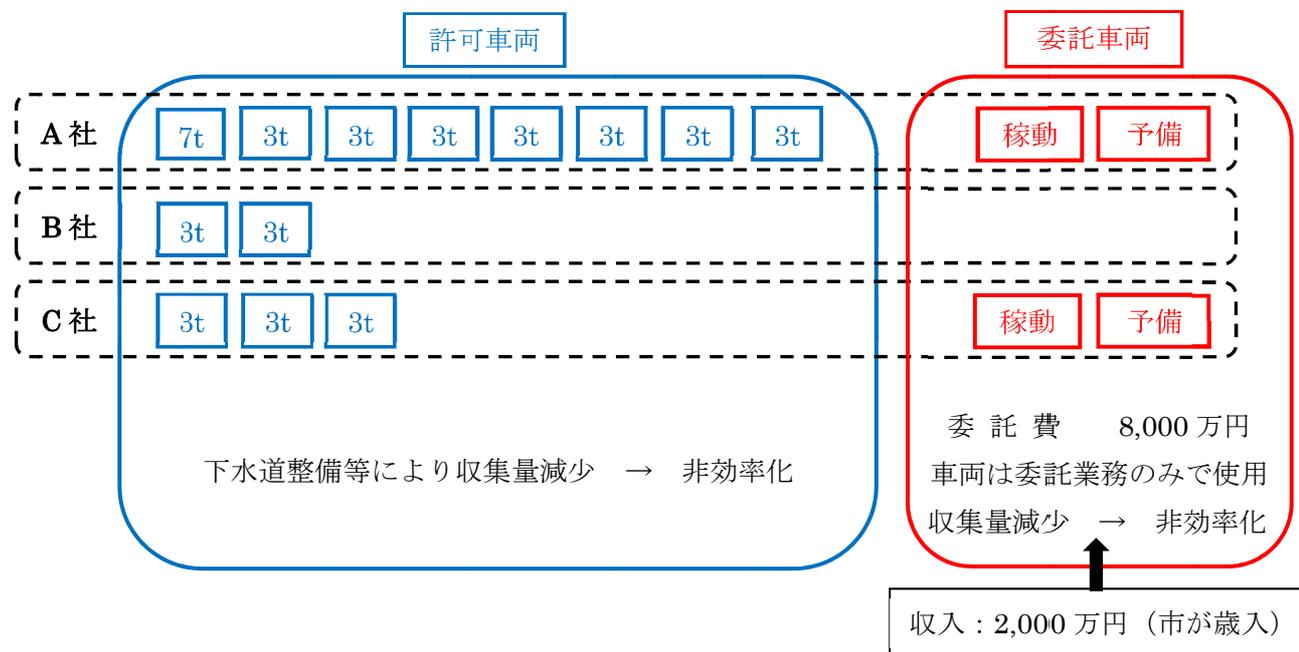


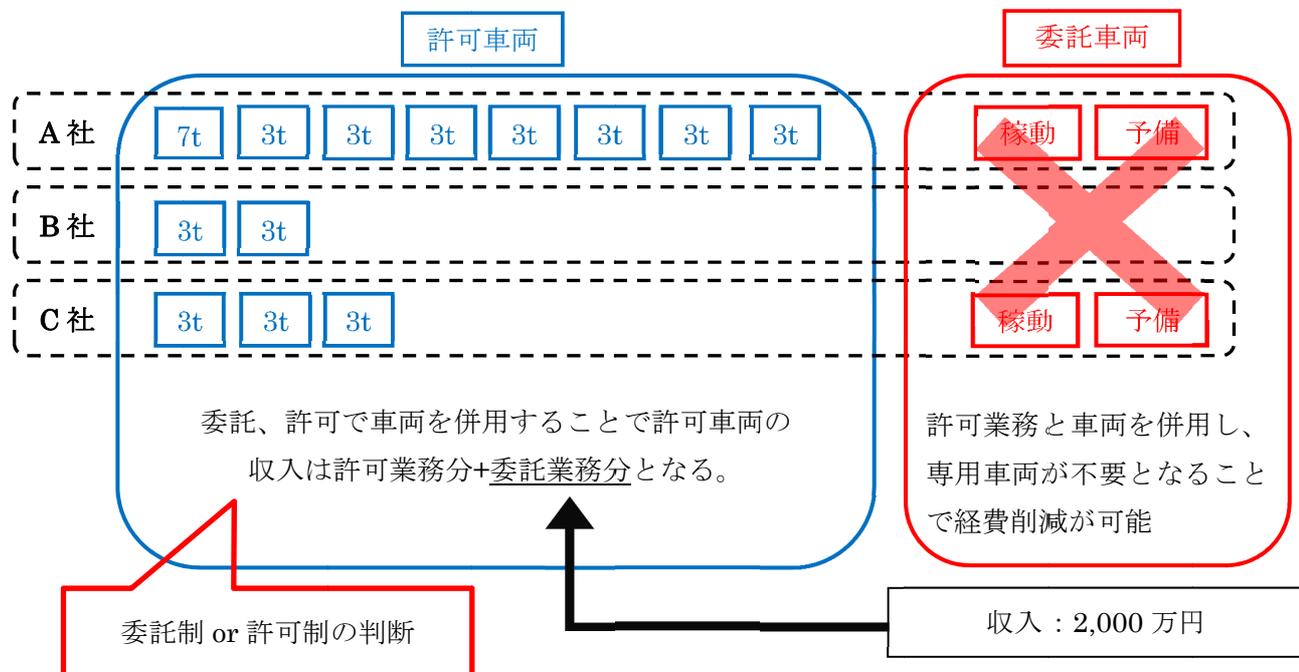
委託業務（し尿収集運搬業務）について

1 現在の収集体制



2 委託業務の見直し（案）

【見直し後の収集体制イメージ】



3 見直しの方向性

委託業務と許可業務で車両を併用し、許可車両で委託業務のし尿を収集する方法に見直し、業務効率の向上を図る。

<許可業務の車両稼働状況>

業者	許可車両数	清掃件数 (R2) ※2	1日の稼働状況※1	許可車両の余力
A社	8台	8,414件	6.9台	1.1台
B社	2台	364件	0.3台	1.7台
C社	3台	2,357件	1.8台	1.2台

※1 業者から提出される許可業務の報告書から1日あたりの清掃可能基数は車両1台あたり5基、稼働日数は243日で算出

※2 1年間に2回以上清掃する浄化槽があるため設置基数と清掃件数は一致していない。

- ・提出された業務状況報告書から、業者ごとの許可車両の稼働状況は上記のとおりで、許可車両に1台分以上の余力があると見込まれることから、現状の許可車両台数で委託分のし尿収集が可能と考えられる。
- ・3t車（最大積載量3,000ℓ）が湖西市衛生プラントへ搬入する際の平均積載量は約2,400ℓ（積載率80%）となっており、許可業務の浄化槽汚泥及び仮設トイレのし尿と併せて委託分のし尿（平均135ℓ/件）を積載することが可能と考えられる。

4 委託制と許可制の比較

青：メリット 赤：デメリット 対象： 利用者 ・ 業者 ・ 市

項目	委託	許可
業者数	2 業者 (A・C)	3 業者 (A・B・C)
収集範囲	現在の委託範囲を継続 許可業務と収集区域が一部異なる (業)	浄化槽、仮設トイレと同一区域に変更 収集区域が統一される (業)
申込	利用者 → 市 → 業者 聞き取り内容の齟齬 (利・業・市) 即時対応が難しい (利)	利用者 → 業者 内容伝達がスムーズ (利・業・市) 即時・柔軟な対応が可能 (利) 受付事務の削減 (市) 利用者と業者間で契約が必要 (利・業)
収集車両	許可車両による収集 すべて許可車両でし尿と浄化槽汚泥の収集が可能	
収集日	市が収集日を指定 浄化槽業務と日程調整が難しい (業)	収集日は利用者と業者が調整 浄化槽汚泥収集との合理化が可能 (業)
委託料	条例料金 (260 円/18ℓ) による単価契約 収集量に応じて実績支払い 委託料による確実な収入 (業者)	許可業務となるため廃止 委託料削減 (市)
収集料金	条例料金 (260 円/18ℓ)	業者設定 (参考：静岡県内の平均料金 223 円/18ℓ)
料金徴収	市が徴収 (請求書発送、口座振替手続き) 支払先、口座振替の変更手続き不要 (利) 請求事務が発生しない (業) 収集員が収集時に料金徴収できない (市)	業者が徴収 (請求書発送、口座振替手続き) 収集員が収集時に料金徴収できる (業) 請求事務の削減 (市) 支払先、口座振替の変更手続きが必要 (利) 請求事務が発生 (業) 料金未払いによる収入未済の可能性 (業)
業者収入	委託料 (単価) × 収集量 市の歳入と同額	許可料金 × 収集量 料金設定が条例と同じ場合は委託制と同額
報告	毎日、収集伝票の受取と収集実績報告が必要 報告事務が毎日発生 (業・市)	毎月、許可業務の実績報告が必要 報告事務が月 1 回となる (業・市)

5 比較結果

収集体制は、業者の裁量でより効率の高い収集方法を採用できることから許可制が望ましいと考える。

なお、許可制に移行する場合は、スムーズな移行を行うため、利用者に変更点等を周知徹底するための準備期間を設ける。